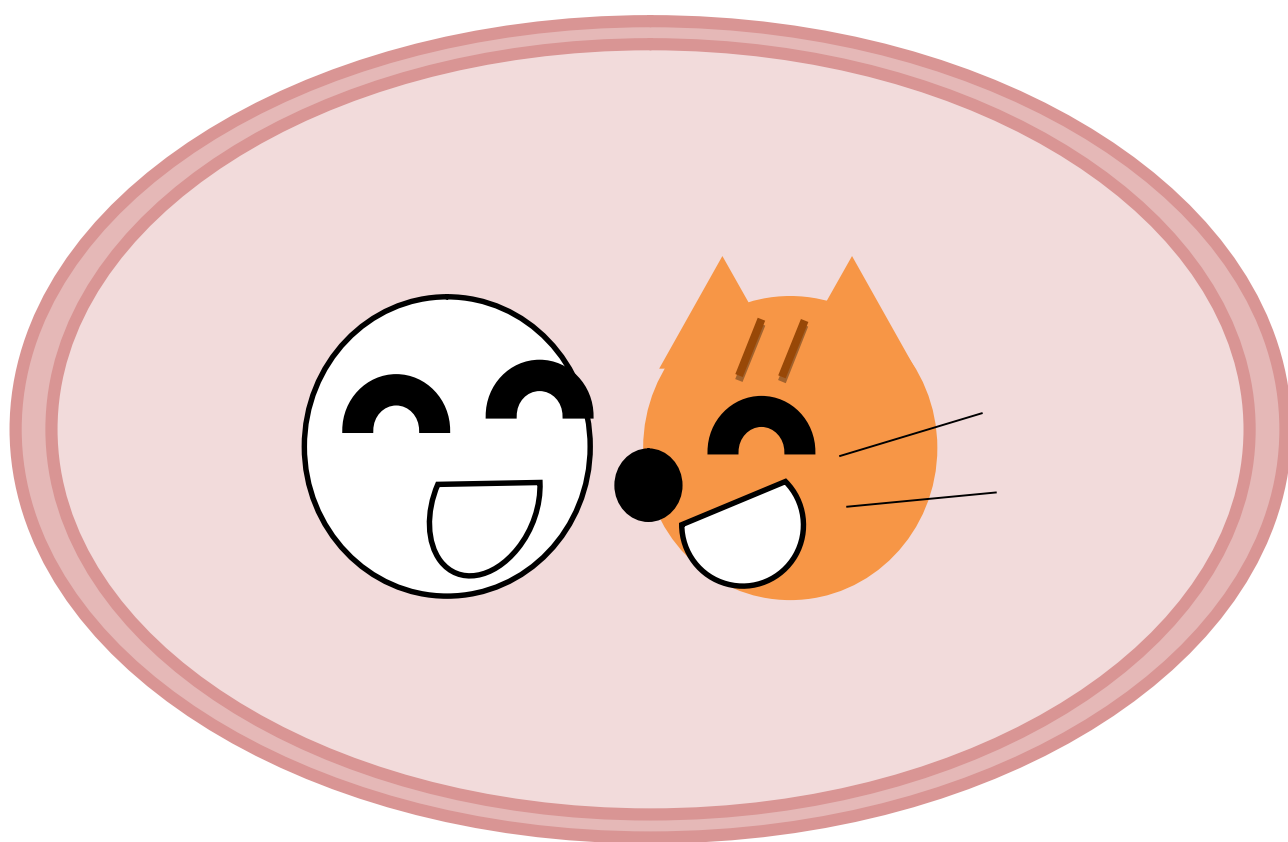


大分市猫の適正飼養・ 管理ガイドライン

～人と猫が共生するまちづくり～



大分市

最終更新日：令和4年6月27日

大分市猫の適正飼養・管理ガイドライン

～人と猫が共生するまちづくり～

目 次

1 はじめに	1
2 現状と課題	2
3 大分市の基本的な考え方	3
4 猫の定義	3
5 猫の生態	4
6 猫を飼う前に	5
7 猫の飼い主が行うこと ～飼い猫の適正飼養～	6～9
8 飼い主のいない猫の対策 ～地域猫活動～	10～13
9 地域猫活動における役割分担	14

[参考資料]

○猫の侵入防止策	15
○動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）	16～18
○家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抜粋）	19～21

1 はじめに

猫や犬などの動物は、飼い主の生活に潤いや喜びを与えてくれるばかりでなく、愛情をもって適正に飼養することで、未来を担う子供たちに命の尊さを教え、人を思いやる気持ちを育むことに繋がります。

しかしながら、動物を人生のパートナーあるいは家族の一員として、大切に飼養している飼い主がいる一方で、不適正な取り扱いにより動物が苦しんだりする問題、及び鳴き声やふん尿の臭いなどによって周辺に迷惑をかけてしまう問題が数多く生じています。

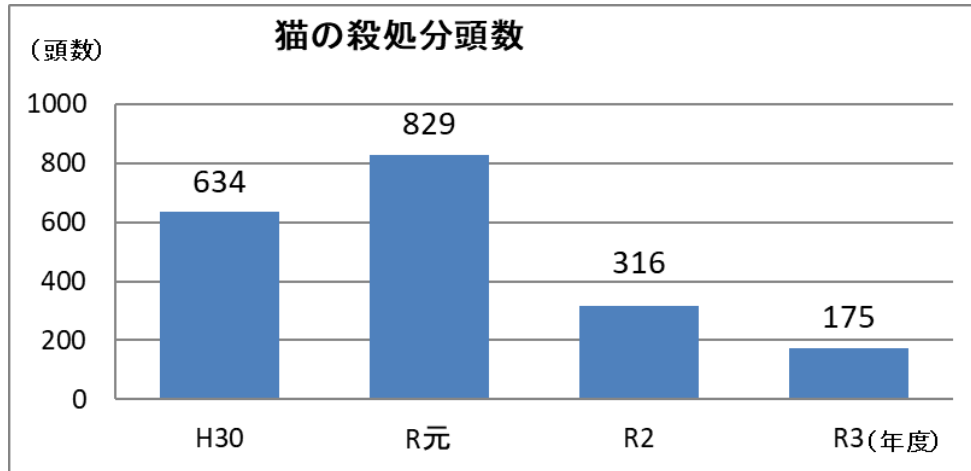
大分市においては、特に飼い主のいない猫や外飼い猫に関するふん尿被害、無責任なエサやりなどの苦情相談が多く寄せられているほか、交通事故や飼えない猫の引取りなどにより、多くの猫が命を落としています。

このような状況を改善するために、飼い猫については飼い主の責務と適正な飼養管理の徹底を、飼い主のいない猫については地域で飼養管理する“地域猫活動”の取り組みを規定したガイドラインを策定しました。

このガイドラインは、“猫の殺処分頭数の削減”、“猫に係る被害の減少”、“地域コミュニティの活性化”を図り、人と猫が共生するまちづくりを目指すものです。

2 現状と課題

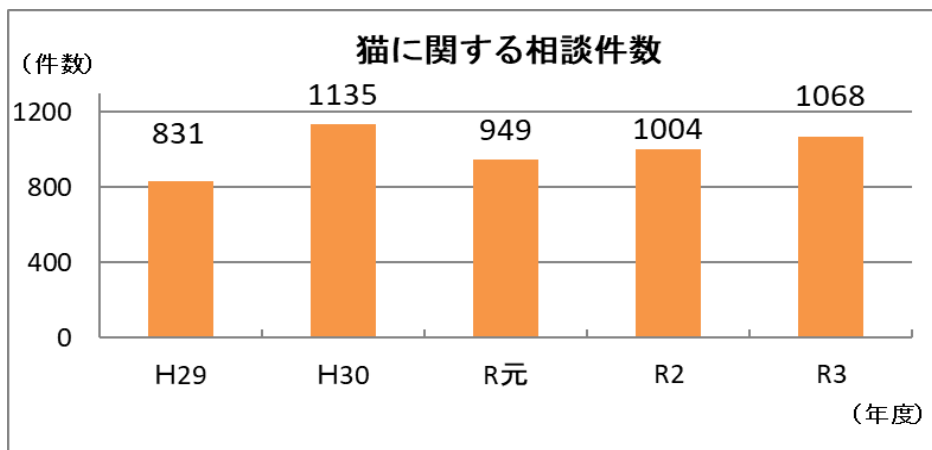
(1) 猫の殺処分頭数



大分市では、現在 200 頭近くの猫が殺処分されており、そのほとんどは、不妊去勢をされていないために生まれた子猫です。

また、飼い主のいない猫や、屋内飼養が出来ていない外飼い猫が、交通事故や感染症などで死亡する数は、大分市が回収しただけでも毎年 2000 頭余りに上ります。

(2) 猫に関する相談件数とその主な内容



大分市では、猫に関する相談件数が増加傾向にあります。

その内容としては、屋内外で飼養されている飼い猫の行方不明の問い合わせ、外飼い猫や飼い主のいない猫によるふん尿被害、無秩序な繁殖による猫の増加とそれに起因する様々なトラブルなどです。また、無責任なエサやりに関する相談が増えています。

3 大分市の基本的な考え方

大分市では、猫を原因とする問題に対して、猫を排除するのではなく、「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮する」という『動物の愛護及び管理に関する法律』の基本原則に則り、飼い猫については、適正飼養の徹底を図り、飼い主のいない猫については、地域住民などの理解を得ながら地域の協力者などが適正な飼養管理を行う活動を支援し、一代限りの生を全うさせ個体数の減少を促します。

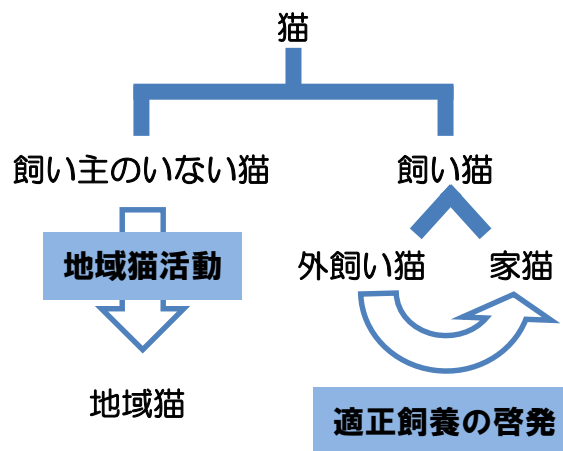
4 猫の定義

このガイドラインでは、人との関わり方の違いから、猫を次のとおり定義します。

- (1) **飼い猫**：特定の人が所有し、飼養している猫
 - ①**家猫**：飼い猫のうち、屋内だけで飼養されている猫
 - ②**外飼い猫**：飼い猫のうち、屋内外を自由に行き来できる猫および屋外で飼養されている猫

- (2) **飼い主のいない猫**：特定の飼い主がいない猫（地域猫を除く）

- (3) **地域猫**：飼い主のいない猫のうち、地域住民の合意を得て、地域のルールに従って適正に飼養管理される一代限りの猫



5 猫の生態

(1) 繁殖

- ①メス：生後4～12か月で繁殖可能になります。1年に2～4回妊娠し、1回に4～8頭出産します。交尾によりほぼ100%妊娠し、妊娠期間は約2か月です。
- ②オス：生後8～12か月で交尾可能になります。通常メスの発情に誘われて発情します。

(2) 鳴き声

猫同士のコミュニケーションの手段として使われる他、発情期の誘い、警戒、威嚇などの表現にも使われます。

(3) 爪とぎ

気分がリラックスした時、高揚した時、爪の新陳代謝やマーキングを行なう時に見られます。

(4) 尿マーキング

行動圏を明らかにして自分の存在を誇示したり、不安を感じた時に示す行動です。特にオスは、成熟すると尾を上げて柱などに尿を噴射して縄張りを主張します。

(5) トイレ


乾いたやわらかい土、砂地を好みます。ふんを土に埋めます。


(6) 寿命


飼い猫の平均寿命は12～13年、飼い主のいない猫の寿命は、およそ3～4年といわれています。

6 猫を飼う前に

猫を飼い始める前に、次のことを十分に考えましょう。


 「かわいい」や「かわいそう」などの衝動的な感情で飼おうとしていませんか？

 猫の習性や病気などについて勉強しましたか？

 ご近所に迷惑がかからない飼い方ができますか？

 家族構成の変化や転居など、飼えなくなった時の対策を考えていますか？

 毎日のエサ代、不妊去勢の手術費、病気の治療費の支出はできますか？

 最後まで愛情と責任をもって飼うことができますか？
飼い猫の寿命は10年以上とされています。
10年先の猫、10年先のあなたのこと、ご家族のことを考えてみましょう。



7 猫の飼い主が行うこと ～飼い猫の適正飼養～

飼い主は、ご近所に迷惑をかけることなく、家族の一員として猫を大切に育てる責任があります。

法令などを遵守し、適正飼養を徹底しましょう。

なお、飼い猫が他人に迷惑をかけた場合は、飼い主の責任として誠意をもって対応しましょう。

(1) 完全屋内飼養

猫の習性をよく理解し、不妊去勢手術を施し、環境を整えれば、屋内飼養は十分可能です。

屋内飼養のメリット

- 😊危険の回避：交通事故や感染症、猫同士のケンカ、行方不明などを防止できます。
- 😊迷惑の防止：ふん尿、庭やごみ荒らし、鳴き声などご近所への迷惑を防止できます。

[参考]

- ◇トイレ：できれば猫の数+1個用意してください。猫は汚れたトイレを嫌いますので、常に清潔にしてください。
- ◇爪とぎ：猫の習性なのでやめさせることはできません。専用の爪とぎ用品を用意してください。
- ◇エサ：猫は肉食動物であり、動物性たんぱく質の中に含まれる栄養素が必要です。食べやすく栄養バランスのとれたフードを与え、新鮮な水がいつでも飲めるように用意してください。
- ◇遊び場：猫は上下運動を好みます。市販のキャットタワーなど、高低差のあるものを上手に使いましょう。
- ◇寝床：猫は狭いところを好みます。体がすっぽり入る程度の市販のハウス、または段ボール箱などにタオルを敷いてあげましょう。

(2) 不妊去勢手術

猫の繁殖力は強く、放っておくとあっという間に増えてしまいます。
生まれてくる全ての命に飼い主としての責任がもてないのであれば、必ず、不妊去勢手術を行いましょう。

不妊去勢手術のメリット

- 😊 望まない繁殖が防げる。
- 😊 生殖器系の病気のリスクが低くなる。
- 😊 発情期特有の行動（大きな鳴き声、外に出たがる、マーキングなど）が抑制される。
- 😊 様々なリスクが軽減されることにより、寿命が延びる。



(3) 終生飼養

猫を飼い始める前に、どのように考えたか思い出してください。

飼い主は、猫が命あるものであることを強く認識し、責任をもって、最後まで飼わなければなりません。

また、『動物の愛護及び管理に関する法律』では、動物を捨てる行為や動物を傷つけたりする行為は、以下の刑事罰が規定されています。

⊗ 愛護動物をみだりに殺傷した者

→ 5年以下の懲役または500万円以下の罰金

⊗ 愛護動物を遺棄・虐待した者

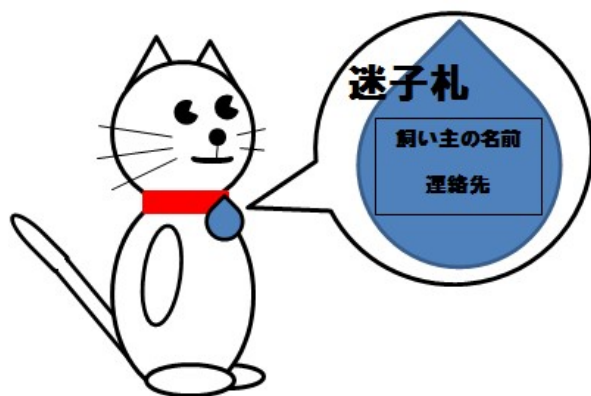
→ 1年以下の懲役または100万円以下の罰金

※愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、
いえばと及びあひるをいう。

(4) 所有者明示

万が一、迷子になったときのために、飼い主の連絡先を書いた首輪や名札を付けましょう。

また、マイクロチップの装着・登録に努めましょう。



ポイント!

猫の名前ではなく、飼い主の名前と連絡先を明記しましょう。

※マイクロチップとは、飼い主の情報を記録した直径2mm、長さ約1cmほどの円筒形の電子標識器具のことです。

このチップは、動物病院で皮膚の下に埋め込みます。

(5) 健康管理

毎日、猫の状態（ふん尿の状態、採食の量、元気の有無など）を把握し、異常がある場合にはできるだけ早く動物病院で受診しましょう。

また、寄生虫の駆除薬の投与や、ワクチン接種を行いましょう。



普段から健康管理などについて
相談できるかかりつけの動物病院を
もつことをおすすめします。

(6) 飼育頭数制限

飼っている猫の数が増えすぎると適切な世話ができなくなり、猫自体を苦しめ虐待となるだけでなく、ふん尿や鳴き声などでご近所にも迷惑となります。

飼養する猫の数は居住環境を考慮し、その環境に適した数の猫を飼いましょう。

8 飼い主のいない猫の対策 ～地域猫活動～

飼い主のいない猫に起因する問題が生じて、被害を受けている人は、飼い主がいないため不満のやり場がなく、猫を嫌うようになるほか、エサを与えている人がいる場合、険悪な関係になる場合もあります。

しかし、飼い主のいない猫は、もともと不適正な飼養管理や遺棄により増えたもので猫に罪はありません。

猫を排除するのではなく、地域の問題としてとらえ、飼い主のいない猫と共生する「地域猫活動」を行うことにより、問題が改善・解消された事例が増えています。

猫にエサを与えている人へ

猫にエサを与えたいと思う気持ちは悪いことではなく、むしろ小さな命を慈しむ優しい気持ちは大切なことだと思います。

しかし、地域の中には、猫の苦手な人、猫の存在に困る人がいることを忘れてはいけません。

猫にエサを与える優しい気持ちで、地域のこと、近所に住んでいる人のこと、望まれずに生まれてくる子猫のことを考えてください。

猫が苦手な人へ

猫の排除や、猫にエサを与える人、適正な飼養管理をしていない飼い主の非難だけでは、残念ながら猫の問題は解決しません。

飼い主のいない猫は、元は人の不適正な飼養管理や遺棄により増えたものです。

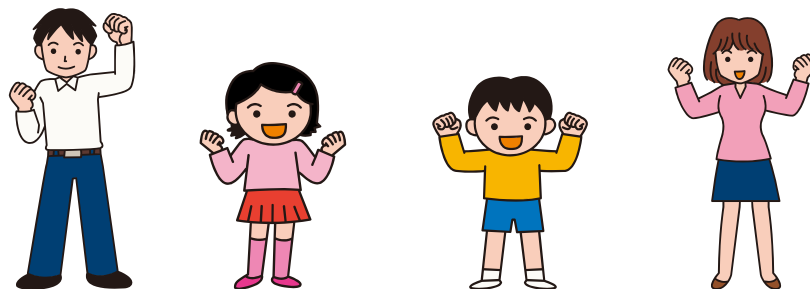
猫も命がありますので、猫の世話をしている人と話し合い、何が問題なのかを見極めて、問題解決を目指してください。

地域猫活動の取り組み

(1) 地域の合意

地域には、猫を飼っている人、猫に無関心な人、猫が嫌いな人など、色々な人が暮らしています。地域猫活動に取り組むには、地域住民の理解が必要であり、自治会等の合意は重要です。

まず、地域住民の皆さんで活動の趣旨や内容について十分に話し合い、意思の統一を確認した上で活動を始めましょう。



(2) 地域猫活動グループの結成・登録

地域猫活動では、エサやトイレの管理など、労力が必要となります。

不妊去勢手術費やエサ代などの費用もかかります。

これらの猫の世話を行う協力者をより多く集めることが、活動を継続させるポイントです。協力者を3人以上集め（最低1人は活動を行う地域に居住していること）、代表者を決めましょう。

地域猫活動を行う場合は、大分市に登録（登録には要件があります）をしてください。

※市に登録をしたグループは、不妊去勢手術費の助成などの支援を受けることができます。詳しくは、大分市動物愛護センター（TEL:588-2200）にお問い合わせください。



(3) 猫の調査と把握

取り組もうとする地域内の猫の生息状況、および飼い猫であるのか、飼い主のいない猫であるのかを把握することが必要です。



(4) 活動のルール作り

協力者で役割分担、ローテーション、日程を決め、無理なく活動が継続できるような体制を作りましょう。

地域猫活動グループは代表者を中心にして、地域住民からの相談や意見、苦情などに対し真摯に対応しましょう。

地域住民に対し、活動状況を定期的に回覧板などで報告しましょう。

(5) 不妊去勢手術

地域猫活動に不妊去勢手術は不可欠です。

不妊去勢手術に係る費用は、地域猫活動グループが負担します。

地域猫の不妊去勢手術を実施している動物病院や、予約の必要の有無、手術費用などを事前に確認しておくといでしょう。

飼い猫を誤って手術しないように、飼い猫に首輪を付ける、屋内飼養を徹底してもらうなど、飼い主の協力を得ることが大切です。

また、不妊去勢手術の際に、耳の先端部をV字にカットしてもらいましょう。

(不妊去勢手術を済ませた地域猫であることが外見から分かります。)

大分市は、市に登録した地域猫活動グループに対し、猫を捕獲するための捕獲器などの貸し出し、および不妊去勢手術費用の一部助成を行っています。

※詳しくは、大分市動物愛護センター（TEL:588-2200）にお問い合わせください。

もう子猫は増えません、
増やしません。



(6) エサの管理

エサをあげる場所は、地域住民に迷惑がかからない場所にします。

決められた場所、時間にエサを与え、食べ終わるのを待って容器を回収し、周辺の清掃をしましょう。



置きエサは絶対にやめましょう！

カラスがきたり、ハエ・ゴキブリなどの害虫発生や悪臭の原因になります。

(7) トイレの管理

地域住民の理解が得られる場所にトイレを設置します。

排泄に十分な大きさの容器に、『猫砂』などを入れたトイレを準備し、常に清潔を保ちましょう。

(8) パトロール・清掃活動

活動地域における捨て猫などを防止するため、パトロールを行いましょ

う。また、ふんなどを見つけたら、すみやかに処理、清掃し環境美化に努めましょ

(9) 新しい飼い主探し

地域猫を家猫にするよう新しい飼い主を探しましょう。

新しい飼い主へは、地域猫であったことやその習性などを伝えるとともに、適正飼養・終生飼養に関する情報提供を行いましょ

※詳しくは、大分市動物愛護センター(TEL: 588-2200)にお問い合わせください。

9 地域猫活動における役割分担

地域猫活動グループを主体として、ボランティア、獣医師会、自治会等、大分市などが協働して取り組みます。

(1) 地域猫活動グループ

地域猫活動に取り組む主体になります。

趣旨に賛同した地域住民の協力者を中心に、代表者を決め、グループで役割分担しながら活動を行います。

(2) ボランティア

地域猫活動に取り組む市民に対し、猫の生態や飼養管理などについて助言を行います。

(3) 獣医師会

不妊去勢手術や耳先カットの処置を行います。

また、講習会の講師となり、猫の生態、適正飼養、感染症予防などについて情報提供を行います。

(4) 自治会等

猫に関する問題は、地域内におけるコミュニケーションの低下に一部起因しているという認識のもと、地域猫活動を理解し、活動の場を提供します。

猫が苦手な人は、見守るだけで結構です。

(5) 大分市

『大分市猫の適正飼養・管理ガイドライン』の配布、講習会の開催、大分市ホームページの掲載などにより、飼い猫の適正飼養や地域猫活動の普及・啓発を図ります。

また、猫の捕獲器の貸し出しや、不妊去勢手術費用の一部を助成します。

参考資料

○猫の侵入防止策

猫の侵入を確実に防止することはできません。

いろいろな方法をお試しください。

名称	方法
食用酢	食用酢をスポンジや布に染みこませて通路に置く。 (風上に置く等、場所がポイント)
木酢液	木酢酢を散布するか空き缶に入れて通路に置く。 (スポンジ等に吸収させると効果が持続する)
漂白剤	塩素系漂白剤(ブリーチ、ハイター等)を希釈してスポンジや布に染みこませて通路に置く。
コーヒー粕	コーヒー粕を散布するか吊るす。 (風上に吊るすか、ふん尿をされる場所に散布する)
ニンニク	ニンニクを細かく切って、目の細かい網の袋に入れて吊るす。 (風上に吊るす等、場所がポイント)
トウガラシ	トウガラシを細かく切って、目の細かい網の袋に入れて吊るす。 (風上に吊るす等、場所がポイント)
ミカン等柑橘類の皮	ミカン等柑橘類の皮を、目の細かい袋に入れて吊るす。 (風上に吊るす等、場所がポイント)
正露丸	正露丸を掘り返される場所の土の中に数個埋める。
ゼラニウム	ゼラニウムの鉢植えを置く。 (葉が臭うので近寄りにくくなる)
ハーブ類を植える	レモングラスやルーなどのハーブ類を植える。
バークチップ (園芸装飾用木片)	大きめの園芸装飾用木片をまく。 (歩行を困難にし、環境の変化で不安をあおる)
水をまく	ホースで水をたっぷり撒いて、土を十分に湿らせる。 (水を嫌うため濡れた場所、ぬかるみは敬遠する)
水鉄砲など	できるだけ人の姿を見せないように水をかける。 (通ると濡れる等の自然現象に見せることがポイント)
網戸用の網 フェンス用の網	ふんをする場所に敷き、四角を石等で押さえる。 (猫の爪に引っかかる。)
センサー感知超音波	赤外線センサーにより猫が通ると自動感知し、猫の嫌う特殊超音波を発生させる。 (一方向への効果はある)

○動物の愛護及び管理に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵かん養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

(普及啓発)

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(以下「終生飼養」という。)に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(地方公共団体の措置)

第九条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

7 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

(犬及び猫の繁殖制限)

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがある場合においては、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養

し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

○家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等をその命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化や飼養する動物の寿命等も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。

第3 共通基準

1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌（えさ）及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは、動物の虐待となるおそれがあることを十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに、殴打、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。
- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等を、みだりに、排せつ物の堆積

した施設又は他の動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養及び保管することは虐待となるおそれがあることを十分認識し、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。また、適切な管理を行うことができない場合、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

(1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。

(2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がな

いと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。

- 5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第 22 条の 5 の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。
- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

第 8 準用

家庭動物等に該当しない犬又は猫については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。